「満蒙開拓青少年義勇軍」の政策的位置(1941~1945年)

白取 道博*

The Strategic Placement of "Manmô-Kaitaku-Seishônen-Giyûgun (Emigration of Youth Troops to Manchuria-Mongolia Areas)" and its Significance on the Emigration Policy from 1941 to 1945

Michihiro Shiratori

はじめに

ここに『自昭和十四年八月至昭和十六年二月 満州国関係政務主要事項記録』と題する 陸軍省軍務課満州班作成の極秘文書がある⁽¹⁾。その中、「開拓政策遂行ニ関スル指導」なる 項に次のようなくだりがある。

「軍ハ本政策が日満ヲ通スル重要国策ニシテ国防的意義亦極メテ大ナルニ鑑ミ特ニ積極的ニ指導ヲ行ヒ来リタル処其ノ基礎既ニ確立シ其ノ内容漸ク専門化シ軍ノ任務ハー応ノ段階ニ達シタル観アルモ(中略)前途ニ予想スル各種ノ困難ヲ克服スヘキ推進力タラサルヘカラス」(68~69頁)

ここに言う「開拓政策」が、中国人・朝鮮人農民の労働力の駆使をも折り込んだ「満州国」(以下、括弧を略す)に対する日本人農民送出政策のことであることは言うまでもない。満州国の「建国」に相前後する時期以来、陸軍なかんずく関東軍は大量の日本人移民の実行に「国防的意義」を見出していた。1937年度を起点とするいわゆる「20ケ年100万戸送出計画」の実行は陸軍=関東軍の企図を最大規模で具体化したものであり、「満州開拓政策基本要綱」の策定(1939年12月22日)は、それに「重要国策」としての位置づけを保証するものであった。このくだりは、陸軍が「推進力」としての自負を交えつつ⁽²⁾、そうした過程を集約的に表現したものである。

周知のごとく,「満蒙開拓青少年義勇軍」(以下,義勇軍と略記する)はこの「開拓政策」の一環を成した未成年男子を募集対象とする移民である。義勇軍は,満州国内に散在する「満州開拓青年義勇隊訓練所」(以下,義勇隊訓練所と略記する)における3年間の訓練を

^{*}教育学教室 (Dept. of Education)

経たのち、訓練時の組織である中隊 (300名) を基礎に開拓団として入植することになっていた。義勇軍の送出計画は「20ケ年100万戸送出計画」とは別個に立てられていたけれども、入植した時点において同計画を充足する開拓団として処遇された。とはいえ、「義勇隊開拓団」なる呼称で他の開拓団と区別されていたように、義勇軍は応募適齢の点においてのみならず、義勇隊訓練所を経由して入植する点においても独自の存在であった。

ところで、1941年より入植を開始した義勇隊開拓団の入植状況について第1表のような数値が残っている。同時期の成人を募集対象とする一般開拓団と比較すれば入植戸数の差は歴然としている。こうした入植状況について浅田喬二は、一般開拓団の計画と実態との甚だしい乖離をも目安として⁽³⁾、次のように意味づけている。すなわち、「このことは、太平洋戦争期において、満州移民事業の全面的崩壊をどうにか防いでいたものが、ほかでもなく、『満蒙開拓青少年義勇軍』から移行した『義勇隊開拓団』の存在であったことを物語るものである。」⁽⁴⁾と。

第1表に掲出した義勇隊開拓団の入植戸数は、各年次の3年前に渡満した義勇軍の数におおむね対応している。一般開拓団の入植状況との対比では、同時期の義勇軍の渡満状況も勘案すべきであろう。1941~1945年の義勇軍の送出数については、12、622·11、795·10、658 ·7、799·3、848、計46、722人という数値が残っている (5) 。減少傾向にあったとはいえ、この数値からしても義勇軍と成人移民との懸隔は甚だしい。

	7, = 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,					
	1941	1942	1943	1944	1945	合 計
義勇隊開拓団(A)	16,110	10,100	9,049	11,541	10,300	57,100
一般開拓団	5,052	4,526	2,895	3,738	1,056	17,267
合 計	21,162	14,626	11,944	15,279	11,356	74,367
(A)の構成比(%)	76.1	67.1	75.8	75.5	90.7	76.8

第1表 「義勇隊開拓団」・一般開拓団入植戸数比較(1941~1945年)

義勇隊開拓団が量的側面において成人移民を補完する存在となることは、義勇軍の創設当初から移民関係機関が想定していたことではあった。このような成人移民との甚だしい懸隔は想定の埒外にあったであろうけれども、義勇軍の創設それ自体がすでに満州移民事業の崩壊の予兆に他ならなかった。しかも比較的早い時期に移民関係機関自身が、「20ケ年100万戸送出計画」の十全な遂行は不可能であるとの判断を下してもいたのである。たとえば、冒頭で触れた『自昭和十四年八月至昭和十六年二月 満州国関係政務主要事項記録』には次のような文言を見出すことができる。

「人員増加ノ主張ト規模ヨリモ先ツ内容改善ヲ主トスへキ主張トニ関スル指導方針ハ 既定計画ノ遂行ニ邁進シ内容充実ヲ促進スルニアリテ既定計画数ヲ増加スルノ研究モ 必要トス蓋シ第一期十万戸計画ハ十六年ヲ以テ終ルモ十五年マデノ実績ハ開拓民約四 万人義勇隊約四万人ニシテ而モ後者ハ第二期二十万戸計画ノ準備ニ過キス即チ如何ニ

^(*) 大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査 満州篇』第2分冊,176頁より作成。

努力スルモ既定計画ニ及ハサルコト遠キトキ改メテ数ヨリモ質ヲ主トスル如キ表明ヲ 行フハ政治的弊害ヲ生スル虞大ナリ」(71頁, 圏点原文)

この陸軍の認識は、その後の満州移民政策の空疎な展開を予示しているかのようでもある。先に引いた浅田の評価に寄せて言えば、「『満蒙開拓青少年義勇軍』から移行した『義勇隊開拓団』の存在」がその「全面的崩壊をどうにか防いでいた」満州移民事業は、義勇隊開拓団の入植を待たずして崩壊していたと言うべきであろう。「如何ニ努力スルモ既定計画ニ及ハサルコト遠キトキ」に呼号され続けた義勇軍の送出はいかなる意義を持ち得ていたのであろうか。そして義勇隊開拓団はいかなる点において満州移民事業の崩壊を防ぎ得ていたのであろうか。

以下の叙述は、義勇軍=義勇隊開拓団に焦点を合わせ、1941年以降の満州移民政策の歴 史的特質を素描するものである。

〔注〕(はじめに)

- (1) 表紙に「極秘」の印があり、「一〇部ノ内八号」と記されている。「序」によれば、執筆者は満州班長の神崎長少佐である。作成期日はそれとして明記されてはいないけれども、軍務課長が寄せた「満州班執務ノ好資料ト認ムルモノナリ」との端書きの日付は「昭和十六年二月十七日」である。
- (2) 陸軍の自負は主務省たる拓務省に対する次のような認識に裏打ちされていた。すなわち、同文書には「拓務省ハ他省ニ比シ弱体ニシテ常ニ軍ノ支援ヲ期待シアルモ努メテ其ノ自主積極的活動ヲ促スト共ニ軍ノ意図ニ反セサル様注意シツツ指導スル要アリ」(69頁) とある。
- (3) たとえば、1943年度の一般開拓団の計画戸数は19,680戸であり、入植率は6.8%ときわめて低率である(浅田喬二「満州農業移民政策の立案過程」満州移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』、龍渓書舎、1976年、99頁)。
- (4) 浅田同上論文(同上書, 101頁)。
- (5) 満州開拓史復刊委員会編『満州開拓史』,全国拓友協議会,1980年,316頁。

Ⅰ.労力源としての「満州開拓青年義勇隊訓練所」

1941年は満州移民政策においてひとつの転回点であった。

陸軍省(軍務課)は,1941年7月14日,以下のような「方針」を掲げる「臨時満州開拓 政策遂行要領」を決定した⁽¹⁾。

現下内外ノ情勢ニ対処シ満州開拓政策当面ノ目標ヲ北方警護ノ強化特ニ有事ノ際ニ於ケル満州国内後方治安ノ維持並ニ後方基地ノ充実確保就中主要糧穀ノ増産保有ニ集中スルコトトシ之が為速ニ応急体制ヲ整フルト共ニ計画的且ツ積極的ニ其ノ完遂ヲ期スルモ差当リ緊急情勢ニ対応シ本年度開拓民ノ送出ニ付一時的ニ制限ヲ加フルモノトス

ここに言う「現下内外ノ情勢」の焦点は,他でもなく,ソ連邦に対する明確な戦争準備

として「関東軍特種演習」(以下,「関特演」と略記する)を開始したことである。対ソ戦略に即応した移民に対する措置としては、すでに1939年に着手した「北辺振興計画」の一環として、対ソ国境接壌地帯への日本人移民の積極的入植と義勇隊訓練所の設置を根幹とする入植方針が採られていた⁽²⁾。「北辺振興計画」の起点を成した「国境方面に於ける国防的建設に関する要望事項」(1938年12月10日)において関東軍司令部は、移民に対する期待を「一は以て銃後の培養力たらしむと共に他は以て各種の施策に活用し得しむ」⁽³⁾と表現していた。こうした移民に対する期待の実現が、ここでは緊要性と具体性を高めて「当面ノ目標」に掲げられるに至ったのであった。それは言うまでもなく、その「当面ノ目標」を達成すべき存在である日本人移民の一定の蓄積に基礎を置いていた。一般の移民団は、1941年4月現在で2万5、915戸・7万4、139人、義勇軍は、同年10月現在で4万6、536人に達していた。

彼らが達成すべき「当面ノ目標」は、この「方針」に引き続く「要領」において敷衍されていた。以下に全文を掲げる。

- 一,本年度開拓民ノ送出ニ付テハ現下緊急ノ情勢ニ対処シ差当リ左ノ制限ヲ為スモノ トス
 - 1. 第九次及第十次集団開拓団ノ本隊員ノ送出ハ現地警防上並ニ建築経営上必要ナル最小限ノ員数ニ止ムルモノトス
 - 2. 第二次集合開拓民ノ募集ハ之ヲ中止スルコトトシ既ニ送出計画確定セルモ未ダ 渡満ニ至ラザルモノハ之ヲ繰延ベシム但シ現ニ一部入植中ノ開拓団ノ本隊員ノ送 出ニ付テハ第一号ニ準ズルモノトス
 - 3. 第一次乃至第八次集団及第一次集合ノ開拓団ノ補充隊員ノ送出ハ之ヲ繰延ベシム但シ渡満準備ヲ了セルモノニ付テハ此ノ限リニ非ズ
 - 4. 大陸帰農開拓民ノ募集ハ之ヲ中止ス但シ第九次,第十次集団及第二次集合ノ開 拓団ノ本隊員ノ送出ニ当リテハ本開拓民ニ依ル補充入植ヲ認ムルモノトス。現ニ 一部入植中ノ特設開拓団ノ本隊員ノ送出ニ付テハ第一号ニ準ズルモノトス
 - 5. 第十一次先遺隊ノ募集ハ之ヲ中止セズ但シ現ニ送出計画ノ具体化セザルモノニ 付テハ之ヲ繰延ベシム、尚先遺隊ノ現地訓練ニ付テハ此ノ際特ニ現地警防力ノ強 化糧穀ノ増産ニ寄与スル如ク措置スルモノトス
 - 6. 分散開拓民及開拓民家族ノ渡満ハ之ヲ中止セシム但シ事情已ムヲ得ザルモノニ 付テハ此ノ限リニ非ズ
 - 7. 商工鉱開拓民ノ募集ハ之ヲ中止ス但シ渡満準備ヲ了セルモノニ付テハ此ノ限リニ非ズ
 - 8. 青年義勇隊ノ追加募集ハ之ヲ中止ス
- 二、既入植地ノ警防力強化ニ付徹底的ノ措置ヲ講ズルモノトス
 - 1. 開拓地警防ノ施設ヲ速急ニ整備スルト共ニ之ガ訓練ヲ徹底セシムルモノトス
 - 2. 団員ノ過少ナル開拓団ニ対シテハ可及的速ニ最小限度ノ本隊員ヲ入植セシメ警防力ノ充実ヲ図ルモノトス

- 3. 青年義勇隊ノ有事動員計画ニ即応シ速急ニ装備、施設ノ整備ヲ図リ訓練ヲ徹底セシムルモノトス
- 三、開拓地ノ後方基地トシテノ使命ヲ果サシムル為、主要糧穀ノ積極的増産及其ノ貯蔵、周辺原住民地帯ノ生産蒐荷ノ指導管理等ニ付所要ノ措置ヲ講ズルモノトス
- 四、来年度開拓民ニ付テハ有事目的ニ即応シ左ノ方針ニ拠ルモノトス
 - 1. 既入植地ノ開拓民ノ充実ニ付特ニ重点ヲ置クモノトス
 - 2. 新規入植地区ハ国防上ノ要請ニ応ジ之ヲ決定スルモノトス
 - 3. 開拓民ノ質ヲ厳選スルト共ニ必要ナル員数ノ送出ヲ確保スル為適当ナル措置ヲ 講ズルモノトス
 - 4. 開拓地ニ於ケル警防力ノ強化及主要糧穀ノ増産確保ノ為適当ナル措置ヲ講ズル モノトス

「要領」が示すように、「臨時満州開拓政策遂行要領」の主眼は、「有事目的」の達成効率の向上を政策展開の機軸に据えたことにあると言えるであろう。だが、そのために採られた送出制限措置は、直接には「関特演」による大量の兵力・軍需物資の輸送力の確保と関わった一時的な措置とはいえ、末端の募集活動に影響を及ぼしたようであり、その点では矛盾を胎んだ措置であった。たとえば、今吉敏雄拓務省拓北局長は、日満農政研究会懇談会(1941年9月8日)の席上、この点について次のように述べていた。すなわち、「その当時通牒を出しますについては、今の先遣隊本隊に対して、最小限必要とする数は急速に充足するといふことは最初の通牒にもありましたが、一般の受ける感じとしましては、開拓民は殆んど中止されるといふ空気なり感じを与へ、通牒の限度以上に地方に響いたのであらうと思ひます。」 (5) と。

今吉の発言にある通牒は未見であり、また送出制限に関わる具体的な措置はわからないけれども、義勇軍に関する限り、追加募集の中止はこの年の募集計画にさほどの影響を与えるものではなかったはずである。なぜなら、「郷土部隊編成」の導入によって主軸は高等小学校の新規卒業者に移っており、計画人員は年度当初にほぼ確保されていたからである (6) 。おそらくここに言う追加募集は、それ以外の青年学校生徒・青年団員等を主たる対象にして行なわれていたものを念頭に置いているものと思われる。だが、ここには明示されていないけれども、翌1942年度については送出制限をしたようであり、それは募集計画にも影響を及ぼしたようである。たとえば、募集活動の中核である満州移住協会の機関誌には、以下のようにそれに対する不満をあからさまに表明した論説を見出すことができる。

顧みるに昭和十七年度は義勇軍運動にとり実に大なる厄年であった。その厄の最も大なるものは昭和十七年度義勇軍送出数に制限を加へた事と昭和十八年度送出目標数の決定が著しく遅延した事であった。

昭和十七年度義勇軍に対し何故制限の措置が講じられねばならなかったのであるかと 言ふ事は今此処で論議すべき筋合ひではない。だが是非善悪を明瞭にするならば制限措 置は旺盛なる勃興気運と普遍過程にあった義勇軍運動に大きな罅を生ぜしめたのであ り、この事は断じて蔽ふ事の出来ぬ悔事であったのである。出鼻を挫く事が士気と前進にどれ程の障害を与へるものであるかは最早や普通の常識の問題である。制限措置の理由に付て何人も首肯し得る説明がなされず、疑心暗鬼を与へ、焦燥感を持たしめ遂に失望と落胆とを義勇軍運動の地方指導者達に与へてしまったのである。制限措置は止むを得なかったとしても、何人もが合点の出来る説明がなされなかった事を悔むものである。事ここに至らしめたのは開拓指導機関の非常に大きな失態であったのである。(*)

さて、「当面ノ目標」に対応する措置の中で注目すべきは、唯一義勇軍を特定した措置であろう。第1次の義勇隊開拓団は入植(10月1日)の準備過程にあり、ここに言う「青年義勇隊」は訓練所に在所中のものである。主要糧穀の増産の担い手としては専ら一般の成人移民が想定されているはずであり、その点と相俟って「有事動員計画」は義勇軍=義勇隊の独自の位置を示唆している。残念ながらこの「有事動員計画」自体は詳らかにできないけれども、「関特演」の下での処遇状況が逆にその内容を明かすであろう。

作成者は不明であるが『満州開拓第二期五箇年計画参考資料』なる文書によってその一端を知ることができる⁽⁸⁾。同文書の「戦時下ニ於ケル開拓民及義勇隊ノ活動状況」と題する一節は、「満州開拓事業が国防力ノ増強ノ為重要ナル任務ヲ負担シツツアルコトハ固ヨリ当然ノコトナルが本年八月関東軍特別演習ニ於テ開拓民及義勇軍が生産部門、警備部門ノ各部門ニ亘リ之ニ協力シ大ナル成果ヲ挙ゲタリ其ノ主要ナルモノ左ノ如シ」として、「関特演」下の「開拓農民ノ活動状況」と「青年義勇隊ノ活動状況」を記しているのである。

まず「開拓農民ノ活動状況」に触れよう。「開拓農民ノ活動状況」は生産部門と警備部門に区分されている。前者の内容は、野乾草の貯蔵・供出、木炭・秋蒔蔬菜の増産・供出、農産加工品の供出、そして木炭増産指導班員の供出の結果である。それによれば、野乾草の貯蔵・供出の従事団数は397団で、生産総量は23万700トンである。その内、軍用供出が6,777トンで、残りが自団用と民需用となっている。木炭の増産・供出については、製炭従事者として4,853名、生産総量として2万7,200トンという数字が挙がっている。その内、軍用供出が1万8,705トンで、残りが自団用と民需用となっている。また木炭増産指導班員については970名の供出があったとしている。秋蒔蔬菜については数量の記載はないが、「既二時付時期ヲ経過セル後ニ其ノ要望アリタルヲ以テ各開拓団ニ於テハ既ニ時付完了ノ蔬菜ノ入念手入ニ依リ増産ニ専念セリ」とあり、営農状況を無視した要求があったことをはからずも明かしている。供出された農産加工品は移民団においてこそ貴重であったはずの味噌・醬油・漬物・清酒であり、数量は順に560トン・4,550へクトリットル・551トン・70石となっている。そして警備部門については、「開拓団ノ自体防衛及周辺治安維持協力ニ就キ最大限ノ能率ヲ発揮シ原位置ヲ確守スルト共ニ凡ユル手段ヲ尽シテ軍ノ後方援護及治安維持ニ任ゼリ」とある。

「開拓農民」の活動局面はさきの「臨時満州開拓政策遂行要領」が示したこととおおむね対応していたけれども、「既入植地ノ警防力強化」の項で措置事項が挙がっていた義勇軍=義勇隊の活動はそれに限られてはいなかった。「青年義勇隊ノ活動状況」にはこうある。

青年義勇隊ハ軍ノ要求ニ基ヅキ随所ニ移動シテ軍役ニ従軍シー意専心報国ノ赤誠ヲ傾ケテ事ニ当リ義勇隊精神ヲ遺憾ナク発揚セリ,即チ軍役ノ種類ハ軍事施設,鉄道及駅ノ警備,飛行場軍用道路及戦車壕ノ構築,軍馬ノ輸送及日本馬管理等ニ亘リ其ノ派遣訓練生数ハー万六千七百五十三名ニ及ビ其ノ労力奉仕期間ハ短キハ数日,長キハ数ケ月ニ亘リ起居動作,軍紀風紀共ニ厳正ニシテ其ノ作業能率ハ満人苦力ノ約二倍ヲ示シ兵力苦力等ノ入手困難ナル部隊ニ在リテハ其ノ稗益スル処多大ナルモノアリタリ

さらには、さきに触れた日満農政研究会懇談会においても、この記載と符節を合わせたように、満州国の当局者が「満人苦力」の代替物として義勇軍=義勇隊の活動を称揚していた。谷垣専一開拓総局事務官は、軍需物資の集積や農産物の増産において移民が「お役目を充分に果して居ります。」とした上で、以下のように述べていた。

殊に義勇隊の人達に対しての軍方面から期待も相当大きいのでありますが、この人達の働きは非常に目覚ましいものでありまして、緊急を要するいろいろな軍の要望に応じまして、八面六臂の働きをして居ります。満人の苦力が使へないので、急速に多量の人を必要とする場合、或は非常に危険地帯、さうした場合に挺身して軍務を遂行して居りますが、この頃は非常にその要望が多いので、とてもそれだけの数を動員できない程度にまで、義勇隊の人達が活躍されて居ります。⁽⁹⁾

義勇軍=義勇隊の「有事動員計画」とは、各種軍役への労力供出の謂であった。つまり、「臨時満州開拓政策遂行要領」の策定は、義勇隊訓練所に労力源としての位置を与え、義勇軍を「準戦闘員」とした契機であったのである⁽¹⁰⁾。

義勇軍についてはもとより、「関特演」下の日本人移民の活動は、政府にとっては移民政策の意義を再確認させるものであった。日満農政研究会懇談会でさきの今吉拓北局長は次のように述べていた。すなわち、「開拓民の重要性は当初の目的に上って居りましたが、現実的に痛切に感じて、本当に開拓民の使命を認識致しましたのは、特に今度の事態の関係であると思ふ。」 と。また陸軍も同様の認識であり、丸岡茂雄陸軍少佐(陸軍省軍務課)が移民政策の遂行意志を改めて強調していた。すなわち、「最近満州に於ける事態に於いても、どなたかの御説明がありましたやうに、非常に重宝がられたのでありまして、この重要性を特に現地では認めて居るのであります。従って軍といたしましても、国防上の見地から、将来依然としてこの政策を続行して行くことについて変化はないのであります。」 (12)

「臨時満州開拓政策遂行要領」に集約された陸軍の企図は、以後の移民政策の基調を成し、移民に対する要求を昂進する駆動力となっていくのである。そしてその主たる担い手は、他ならぬ義勇軍であり、この年入植を開始した義勇隊開拓団なのであった。

[注] (I)

(1) 1941年7月15日付軍務課提出「臨時満州開拓政策遂行ニ関スル件」(『昭和十六,七 陸満密大

日記』第10冊所収)。なお、同件所載の「臨時満州開拓政策遂行要領」の表題の下には「日本 側関係庁了解済」との書き込みがある。

- (2) 「北辺振興計画」と義勇隊訓練所の配置との関連については、拙稿「『満州』移民政策と『満蒙開拓青少年義勇軍』」(北海道大学『教育学部紀要』第47号,1986年12月,所収)において考察した。
- (3) 臼井勝美・稲葉正雄編『現代史資料 9 日中戦争 2』, みすず書房, 1964年, 787頁。
- (4) 満州国開拓総局『満州開拓第二期五ヶ年計画実施ニ際シテ』,1941年11月,18頁。なお,本稿で使用するのは早稲田大学社会科学研究所所蔵のもので,表紙には「作成部数300部ノ中 第29号 内容頁数66頁」とある。
- (5) 日満農政研究会東京事務局『日満農政研究会懇談会速記録』, 1941年, 91頁。
- (6) この点は、拙稿「『満蒙開拓青少年義勇軍』の変容(1938~1941年)——『郷土部隊編成』導入の意義 ——」(北海道大学『教育学部紀要』第54号、1990年2月、所収)を参照されたい。
- (7) 辻清「昭和十七年度義勇軍送出運動を省る」(『開拓』第7巻第5号,1943年5月,11頁)。
- (8) この文書は、協同組合図書資料センター所蔵の「那須文庫」に収められているものである。謄写印刷で、表紙に「秘」の印がある。作成期日は明記されていないけれども、本文引用部分の内容からすれば1941年であるようである。文書の性格は不詳であるが、主たる内容は1941年までの移民事業の実績であり、表題が示すように、政府部内ないし関係機関が第2期五ヶ年計画策定時に使用した資料と思われる。
- (9) 陸上自衛隊衛生学校編『大東亜戦争陸軍衛生史〈巻1〉陸軍衛生概史』(1971年)所収の「陸軍省諸会議記録」(345頁)によれば、1941年9月13日の局長会議において、東条英機陸軍大臣であろう、「大臣」は次のように発言したとある。すなわち、「満州開拓団、義勇隊等は準戦闘員なりと軍において認めたり。従って内地の労務者不足のゆえをもって、これらの人を出すことを渋ることがあってはならぬと閣議で主張しておいた。」と。この「陸軍省諸会議記録」は、金原説三(1937年8月医務局医事課員、1941年11月医務局医事課長)が編んだ「陸軍省業務日誌」を底本としており、石川準吉編『国家総動員史 資料編第八』(国家総動員史刊行会、1979年)にもその抄録が収められている。
- (10) 前掲『日満農政研究会懇談会速記録』, 87頁。
- (11) 同上書, 88頁。
- (12) 同上書, 91頁。

Ⅱ.形骸としての「義勇隊開拓団」

義勇隊開拓団は、1941年を第1次として逐年入植が続けられ、1945年までに247団を数えるに至る(第2表)。

入植形態・規模は、成人を対象とした一般移民と同様に300戸規模の「集団開拓団」が主軸であり、一般移民では分村・分郷計画に基づいておおむね3年間で形成される「集団開拓団」が一挙に創出されることになっていた。だがそれは形態上のことであって、むしろ一般移民よりも開拓団の形成に時間を要したのである。その最大の要因は、開拓団移行後の入営による在団者の浮動性であった。義勇軍の募集対象が徴兵適齢前の青少年である以

		1941	1942	1943	1944	1945	合 計	割合(%)
	黒 河		5	6	3	2	16	6.5
	北安	23	14	7	16	16	76	30.8
	三江	5	5	4	4	5	23	9.3
	東安	7	6	12	12	6	43	17.4
	牡丹江	5		1	6		12	4.9
	浜 江	- 8	3	1		3	15	6.1
	吉 林	8		2	-	7	17	6.9
	奉 天			-	- 1		1	0.4
	龍江	12	3		6	7	28	11.3
	間島				1		1	0.4
	錦州		2 3		1	2	5	2.0
1	興安東		3				3	\mid 1.2 \mid
-	興安北		2				2	0.8
	興安南			3	1	1	5	2.0
	合 計	68	43	36	51	49	247	100.0

第2表 「義勇隊開拓団」年次別・省別入植状況(団数)

上、これは当然生じる事態であったし、移民関係機関においても対応策を講じてはいた。たとえば、満州拓植公社が作成した「康徳四、五年度渡満義勇隊開拓団(仮称)移行計画要綱」によれば⁽¹⁾、「二分ノ一交替服務」を原則として次のように考えられていた。まず訓練所在籍最終年次に「開拓団」構成人員の半数を入営させることとし、その際徴兵適齢者が半数以下の場合は現役志願をさせることで不足を補う。そして服役年限を2年間と予定し、この服役者の除隊期に残りの半数を服役させる。またその間、徴兵適齢に達したものは当該年度に徴兵検査を受けさせて、全員の兵役服務を終了させる。このように進めば開拓団移行後の4年間は、「三〇〇名ノー団ニ於ケル在村者概ネー五〇名乃至一八〇名」で推移すると考えられていたのである。

しかし、服役年限の延長があれば在団者が不足する時期はさらに伸びるはずであるし、当該開拓団が計画人員を充足していなければ計画に比した在団者の減少度合はこの想定よりも甚だしくなるはずである。たとえば、第 1 次のある義勇隊開拓団に関して、開拓総局が予想した在団者の変動は次のようである。可員は18~23歳の232名で、年齢別の内訳は、18歳から順に14名・69名・67名・44名・31名・7名である。入営率を80%と見込んでおり、各年齢について11名・55名・54名・35名・25名・6名が入営すると想定している。また、服役年限は3年間、入営時期を22歳の1月と想定している。つまり入植第1年は、すでに入営している23歳の6名に加えて22歳の25名が入営して、在団者が201名となるわけである。第2年は、現在21歳の35名が入営するので在団者は166名となる。さらに第3年は、54名が入営することになるが、服役を終えた6名が除隊するので在団者は118人となる。在団者は第4年の88名を最少として逐年増加していくが、この団が当初の規模に復するのは入植した年から数えて8年目の1948年であったのである。

入植の開始とともに満州移民の主軸として立ち現われた義勇隊開拓団は、こうした在団

^{(*)「}全中隊隊歴表(昭和55年4月1日全国拓友協議会調べ)」(満州開拓史復刊委員会編『満州開拓史』,全国拓友協議会,1980年,325~327頁)により作成。

者の浮動性を初発から内包していたのであった。

さらに言えば、在団者の変動は入営によってのみ生じるわけではなかった。退団者の発生である。第1次の義勇隊開拓団では早くも入植の翌年に退団希望者が出ており、拓務省は各道府県に対して退団の防止を指示していたのである。たとえば北海道では、1942年4月2日付で各支庁長・市町村長宛に通牒を発し、「其ノ筋ヨリ申越ノ次第」として「退団防止ニ付特段ノ配意」を為すよう指示していた⁽³⁾。それによれば、家族の招致等を理由として一時帰国した義勇隊開拓団員の中に「其ノ儘家庭ノ事情ト称シ退団ヲ願出ヅル者近頃頓ニ増加」しており、しかもそれら退団希望者には「時局柄好況ナル方面へ転出スル向」が多く、それが「他ノ団員ニモ影響シ延イテハ団建設経営上ニモ支障ヲ来ス」と危惧される状況にあったのである。

退団者の実数は明らかではないけれども、たとえば長野県では、第1次の義勇隊開拓団のうち同県出身者を含んだ8団について、18歳以上を応募資格年齢として93名の補充団員の募集を行なっている⁽⁴⁾。その際、興味深いことに、この補充団員に対して1週間の「内地訓練」と当該開拓団における6ヶ月間の「現地訓練」を予定していた。これは、義勇隊訓練所において3年間にわたり「各種開拓民特ニ開拓農民ノ基底タルノ資質ヲ育成訓練」(「満州開拓政策基本要綱」)されずとも義勇隊開拓団の構成員となるということであって、逆に義勇隊訓練所における農業移民の「基底」としての訓練の意義の希薄さを示唆する事態であった。

ところで、さきの開拓総局の入営に関する想定に従えば、年齢構成が均一の団においては一挙に在団者が減少することになる。開拓総局が同様の想定の下で在団者の変動を予想した別のある中隊(274名)の場合はこうである⁽⁵⁾。この中隊は第2次の義勇隊開拓団として1942年に入植を予定した中隊で、1941年現在の構成員の年齢の下限が17歳、上限が22歳で、構成員の大半は17歳(98名)と18歳(128名)であった。この中隊の場合、開拓団移行後4年目に在団者は144名となり、翌年には一挙に79名にまで減少することになるのである。

この中隊が渡満したはずの1939年にはすでに明らかであった義勇軍の低年齢化の傾向は、「郷土部隊編成」の導入とともに急速に進行し、1940年以降は15,6歳の応募者が義勇軍の圧倒的多数を占めるに至っていた⁽⁶⁾。つまり、この中隊と年齢構成をほぼ等しくする中隊が一般化する傾向にあったのであり、とりわけ1943年以降は、営農はもとより開拓団の基礎的建設すら危うい義勇隊開拓団が続出するのは必定であった。

さて、義勇隊開拓団が入植を開始した1941年は「20ヶ年100万戸送出計画」の第1期5ヶ年計画の最終年次であった。第2期計画の実施に向けて、満州国政府は同年12月27日に、また日本国政府は12月31日に、それぞれ「満州開拓第二期五箇年計画要綱」を決定する⁽⁷⁾。さらに両政府は、翌1942年1月6日に同要綱を発表したのち、具体的な実行計画を立案すべく「満州開拓第二期計画実行委員会」を設け、同委員会が策定した「満州開拓第二期五ヶ年計画実行方策案」に基づき「満州開拓第二期五箇年計画実行目標」を決定する⁽⁸⁾。

「満州開拓第二期五箇年計画要綱」によれば、1942~1947年の5年間の送出・入植計画は、開拓団が義勇隊開拓団を含めて22万戸、また義勇軍は13万人と、いずれも厖大なもの

であった。多少なりとも入植数の見通しが立てられるのは各年度の3年前の義勇軍の渡満数に基礎を置く義勇隊開拓団だけであったし、これはまさに机上の計画という他なかった。しかも、一般開拓団の送出について「実際送出可能ナル員数ヲ以テ其ノ団ノ計画戸数タラシムル」 (9) としていたことが示唆するように、計上された数値には全くといって良いほど裏付けがなかったのである。大量の送出計画を標榜することは、満州移民政策の「国策」としての意義を強調する手がかりとしてのみ意味を持ち得ていたのであった。

この「満州開拓第二期五箇年計画要綱」の策定に先んずる12月8日に勃発した太平洋戦争の戦局の推移は、満州移民政策の弥縫的な改編を促し、1943年以降、満州移民政策は明確に臨戦体制の構築を機軸として展開していくことになる。

「入植ノ確保」と「増産ノ完遂」を重点として進む改編過程において⁽¹⁾ ,1943年3月に開拓総局が策定した「開拓政策戦時体制促進要綱案」は⁽¹⁾ ,その後の臨戦諸施策の方向性を指し示す,きわめて注目すべき内容を含むものであった。

同案は、「第一 方針」「第二 実施要綱」「第三 着手順序」「第四 実施上考慮スベキ件」「第五 理由」から成っている。「第五 理由」の項は同案策定の趣旨を3点にわたって記したものであったが、そこに示された現状認識は、同時に、移民政策の破綻を直截に示すものでもあった。すなわち、第1に、「現開拓政策ノ実施ハ基本要綱ヲ始メ凡テノ計画実施共ニ其ノ方面ハ大東亜戦開始後殆ド変改ヲ見ズ而モ時局ノ圧迫ニ基ク諸般ノ障害ノ累加ニヨリ開拓第一線ニ於テハ殆ド行詰リノ状態ニアリテ端末ニ於テハ上司ノ要求、計画ニ対シ何等成算ナク其ノ適従スル所ニ苦シミツツアリ」、第2に、「開拓規定計画ノ遂行ハ労力、資材難、指導員募集難、義勇隊開拓団ノ兵役ニ基ク経営難等各種時局ニ伴フ難関山積シー大改変ヲ要スルノ時期ニアリ」、そして第3に、「現在ノ新規入植計画ヲ見ルニ其ノ大部ハ交通不便ニシテ地味良好ナラズ水利不便ノ地多シ、従ッテ入植当事者ノ負担荷重ニシテ自給自足ノ域ニ達スルニ多年ヲ要シ内心不安ヲ感ジアルモノ多シ而モ既入植開拓団ニ於テハ可耕地ノ大部ハ団員補充難、労力、家畜、農具難等ノタメ未利用ノ儘放棄セラレアルモノ多ク現地第一線増産ノ要求甚大ナル時其ノ矛盾誠ニ大ナリト言フベシ」と。

では、こうした現状認識に立って同案が造り上げようとした「開拓政策戦時体制」とはいかなるものであったろうか。「第一 方針」以下、残る4項は以下のごとくである。

第一 方針

現時決戦体制下ニアル日満両国一般情勢ニ即応スルタメ速カニ「ソ」満国境要線及主要交通線上ニ青年義勇隊及開拓団ヲ充塡シ駐屯軍隊ノ食糧及馬糧ノ増産ヲ図ルト共ニ 作戦開始時ニ於ケル軍後方兵站地諸勤務ヲ担当シ兵站線ノ掩護ヲ確実ナラシメントス

第二 実施要綱

- 一,第一線軍隊駐屯地付近ノ未利用可耕地ニ速ニ義勇隊訓練所ヲ多数設置シ既設開拓 団員ト共ニ駐屯部隊ノ食糧,馬糧ノ現地補給ニ努力セシム
- 二、既設開拓団ノ縁故者ヲ招致並ニ補充入植ニ力ヲ用ヒ開拓団ノ食糧増産ヲ督励ス
- 三,軍隊ト義勇隊及開拓団トノ精神的連繋ヲ密接ナラシムルタメ募集郷土ヲ軍隊ノ徴収連隊区ニ一致セシム

- 四,成シ得レバ義勇隊ノ現体制ヲ本要綱ニ即応セシムルタメ改変シテ関東軍兵站勤務 少年兵制度ヲ制定シ関東軍ノ管理ニ移シ其ノ戦力ノ充実ニ資ス
- 五、主要鉄道線及軍用道路ノ両側一定地域ヲ限リ義勇隊訓練所及開拓団ヲ以テ充塡シ 農産物ノ増産ニ努力セシムルト共二戦時ニ於ケル主要交通線ノ掩護ヲ確実ナラシム 六、現在ノ義勇隊及開拓団入植計画ヲ直チニ本要綱ニ即スル如ク転換変改先ヅ重要方 面ニ集中入植セシム
- 七,現存スル開拓各機関ハ当分全力ヲ挙ゲテ本体制ニ協力其資金,資材,技術ヲ重点 的二集中使用ス

第三 着手順序

- 一, 東安省, 牡丹江省
- 二, 琿春県, 三江省, 黒河省, 興安南省, 北安省
- 三、図佳線、濱綏線、北黒線、濱州線、ハロン・アルシャン、濱北線、白城子線、満鉄線要点

第四 実施上考慮スベキ件

- 一,現在開拓計画ノ資金,資材,人力ヲ総テ本要綱ニ即スル如ク転換指向シ別途支出 ヲ要セザル如クス
- 二,義勇隊ノ現訓練体制ヲ当分時局終了迄本要綱ニ即スル如ク変改シ募集ハ固ヨリ既 訓練生モ本要綱ニ基キ時局奉仕ニ身命ヲ捧ゲシムル如ク指導ス
- 三,指導員特ニ義勇隊幹部ハ軍属トシ成シ得レバ訓練生モ軍属トシテ其ノ決心覚悟ヲ 牢固タラシム

但シ時局終了後ハ本然ノ皇国中堅農民トシテ国本培養基地建設ニ邁進セシムルト共 ニ要スレバ国家ノ命ズル処共栄圏内各要点建設ノ基幹部隊トシテ挺身奉仕ノ覚悟準 備ヲナサシム

四,本要綱ニ基ク訓練所並ニ開拓民住居ハ空兵舎,現住民家屋,開拓民住宅ノ一部開放等ニョリ万止ムヲ得ザルモノモ右応急建築ノ程度ニ止メ又事務機関等モ新設ヲ避 クルモノトス

おそらくは「関特演」時の経験に根ざしていたであろう「関東軍兵站勤務少年兵制度」は、具体化の事実は確認できていないけれども、 苛烈な様相を呈して実態化するものであった。また、ここに言う「開拓団」が「義勇隊開拓団」とほぼ同義であることも間もなく明らかになる。

1943年9月17日,関東軍は「満州国政府より別紙の通り実施致度旨申越有之たるに付可然配慮相煩度」として,陸軍省に「戦時緊急開拓政策実行方策ニ関スル件」を通知した⁽²⁾。それに付された「理由書」は,この実行方策策定の趣旨を以下のように記していた。

開拓政策ノ遂行ニ付テハ康徳八年(昭和十六年)十二月三十一日付日満両国政府ニ於 テ決定ヲ見タル開拓政策第二次五箇年計画要綱ニ依リ実施シ来レル処現下戦局ノ推移 及内外各般ノ情勢ノ急変ニ鑑ミルトキ之ガ実行方策ニ付更ニ検討改善ニ要スルモノア リ即チ現下至上ノ要請ハ人的要素ヲ最モ効率的且集中的ニ動員シ急速ナル戦力ノ拡充ヲ図ルニ在リ開拓政策ノ実行ニ付テモ当分ノ間着実且急速ナル実行ヲ第一義トシ資材資金労力ノ消費並ニ開拓用地ノ利用ヲ徹底的ニ効率化シ以テ戦時下ニ於ケル開拓政策ノ堅実ナル発展ヲ庶幾スルト共ニ開拓用地内ニ於ケル農産物ノ急速ナル増産及対日寄与ノ増大ヲ図ルノ要アリト認メラル依而「戦時緊急開拓政策実行方策」ヲ定メ当分ノ間右ニ基キ運営致サントス

追而本件ハ開拓政策ノ根本方針ニ付テハ何等ノ変更ヲ加フルモノニハ非ズ戦時下ニ 於ケル臨時ノ実行措置ニ付為念

「着実且急速ナル実行ヲ第一義」とする「開拓政策ノ堅実ナル発展」の含意は、補充入植に重点を置くことであった。「戦時緊急開拓政策実行方策ニ関スル件」は入植の優先順位を以下のように定めていた。

第一順位 東満国境地帯ニ於ケル補充入植

第二順位 土地改良地区ニ於ケル補充入植

第三順位 東満国境地帯ニ於ケル新規入植(主トシテ義勇隊開拓団)

第四順位 土地改良地区ニ於ケル新規入植

第五順位 其ノ他ノ地帯ニ於ケル補充入植

第六順位 其ノ他ノ地帯ニ於ケル新規入植,但シ鉄道沿線ヨリ著シク遠距離ナル地

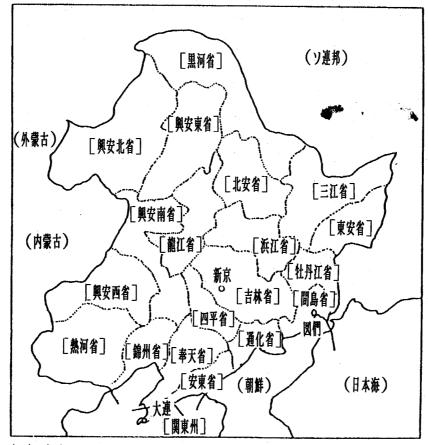
帯ニハ一般開拓民ノ新規入植ハ極力行ハザルコト

「東満国境地帯」とは、満州国の行政区画に従えば東安省、牡丹江省、間島省に該当し、また「土地改良地区」の中心は、浜江省西部から三江省東北部に流れて河川国境である黒龍江に合流する第2松花江沿岸地域であった(第1図)。

この時期までの満州移民の入植地域および訓練所の設置地域は、設置の目的により3つに区分し得た⁽³⁾。第1は、国境接壌省で、この地域における移民地は「第一線皇軍ニ対スル兵站基地、労力給源、軍馬給源、兵力給源、宿営拠点」であった。第2は、行政区画では北安・龍江・浜江・興安東・興安南・吉林・通化の各省で、いくつかの山脈に囲まれた平野部の外縁に配置された移民地は、主に「匪民分離ノ障壁、国内治安ノ防壁」であった。第3は、主要鉄道線上に発達した政治・経済・軍事上の要衝およびその他の重鉱工業地帯で、各都市の周辺や鉄道沿線、重要河川沿岸に配置された移民地は、「重要諸施設ノ保護、謀略ノ防除、食糧供給等国土防衛」の機能を果たしていた。そして、第1の地域には満州移民の4割、第2の地域には5割、第3の地域には1割が入植させられていた。

第2表によれば、義勇隊開拓団の入植地域は、北安省が最も多く、これに東安省が次いでいる。この両省は、「北辺振興計画」の実施に際して牡丹江·三江·浜江·龍江の4省を区画して新設されたものであり、対ソ戦略上の枢要地であった。1943年の東安省への入植の増加は入植順位の端的な反映であろう。すでに1942年の末には、開拓総局は義勇隊開拓団

について「能フ限リ北辺第一線ニ近キ地帯ニ入植セシムル」との方針を打ち出しており⁶⁰, 新規入植の筆頭に義勇隊開拓団を挙げた入植順位はその具体的な表現であった。



第1図 「満州国」略図(1941年7月現在)

- (*) 東安, 北安の2省は1939年6月新設。
- (*) 四平省は、1941年7月新設。

実行方策策定の趣旨として「理由書」が「開拓政策ノ堅実ナル発展」とともに掲げた「急速ナル増産及対日寄与ノ増大」は空文に等しかった。なぜなら、量的側面において農業移民の主軸となっていた義勇隊開拓団はその担い手には成り得なかったからである。それは在団者の変動のためだけではなく、そもそも一般の開拓団に比して営農労力を低く見積もらなければならなかったからである。たとえば、開拓総局が1943年度における日本人移民の目標とした30万陌の作付および10万トンの供出に対する労力は次のように想定されていた。30万陌の内、開拓団が担う27万8,000陌の作付に対する労力は、営農戸数4万7,000戸、1戸当り労力を1.5人として7万500人、義勇軍=義勇隊が担う2万陌に対する労力は、3万2,000人、1人当り労力を0.5人として1万6,000人と見積られていた。義勇隊開拓団の場合、1戸を成しているといっても、一般の開拓団に較べれば家族や配偶者の招致がさほ

ど進んではいなかったはずであるから、一戸当り労力は、義勇軍1人当りよりは多いとしても、家族数の相対的に多い一般開拓団の水準には達していなかったと考えるべきであろう。

農業移民に対する要求が食糧増産の達成に絞り込まれたまさにそのとき、農業移民の「基底」であるはずの義勇軍が形成した義勇隊開拓団は、すでに農業移民としては形骸でしかなかった。食糧増産の主軸にはなり得ないその義勇隊開拓団が、量的側面においては比重を高めていたことこそ、満州移民政策が破綻していたことの端的な徴証であった。そしてまた、「基底」であるが故に、義勇軍=義勇隊開拓団の有りようは満州移民政策の本質を明かすものでもあったのである。

[注] (II)

- (1) 満州拓植公社『業務概要』, 1940年, 191~193頁。
- (2) 前掲『満州開拓第二期五ヶ年計画実施ニ際シテ』,59~60頁。
- (3) 1942年4月2日付各支庁長・市町村長宛学務部長通牒「第一次義勇隊開拓団員退団ニ関スル件」(『北海道庁公報』第2756号)。
- (4) 1942年10月15日付地方事務所長・市町村長・国民学校長・青年学校長宛学務部長通牒「第一次義勇隊開拓団補充員募集ニ関スル件」(『長野県報』第1611号)。
- (5) 前掲『満州開拓第二期五ヶ年計画実施ニ際シテ』, 61~62頁。
- (6) この点は、前掲拙稿「『満蒙開拓青少年義勇軍』の変容(1938~1941年)――『郷土部隊編成』 導入の意義――」を参照されたい。
- (7) 拓務省拓北局『大東亜共栄圏確立と満州開拓――第二期五箇年計画の全貌――』,1942年3月,40頁。
- (8) 『満州開拓年鑑 昭和十七年版』,満州国通信社,270頁。なお,両文書の策定経緯については,前掲『満州開拓史』(876~894頁)所載の「満州開拓年表」の1942年の項に次のようなくだりがある。「一月十四日 第二期五か年計画実行委員会を設置」(888頁),「六月二十七日 第二期五か年計画実行案に対する満州側最高首脳者審議会を開催」(889頁),「九月一日 満州開拓第二期計画実行目標大要を発表」(890頁)。
- (9) 大東亜省『満州開拓第二期五箇年計画実行目標』, 5頁。
- (10) 「康徳十年度開拓政策実行方策」(開拓総局『第一回開拓全体会議議事録』,1943年1月,23頁)。
- (11) 本稿で使用する「開拓政策戦時体制促進要綱案」は、『現地ニ於ケル開拓促進諸案 昭和十八年四月一日調』(協同組合図書資料センター所蔵「那須文庫」)所収のもので、同案の表題には「(三,一五局長室案)」との付記がある。また、そのすぐ左には、「富永氏主唱ノ原案也、之ニ対シ局長側近ニテ多少ノ改訂要求アリ」との書き込みがある。なお、この文書には、同案の他に「増産蒐荷政策ト開拓政策トノ調整要綱案(総局企画室)」、「開拓団補充要綱案」、「軍ノ開拓団援助指導要綱素案」の3案が収められている。文書の表題から推して日本側関係機関の調製した複製文書と思われる。
- (12) 1943年9月17日付陸軍省軍務局長宛関東軍総参謀長通牒「戦時緊急開拓政策実行方策に関する件」(前掲『満州開拓史』,450頁)。なお、本稿で使用する「戦時緊急開拓政策実行方策ニ関

スル件」は、協同組合図書資料センター所蔵の「那須文庫」に収められているものである。『満州開拓史』所載の通牒で伝えられた「戦時緊急開拓政策実行方策に関する件」は、内容は同じであるが、本文引用の「理由書」を欠いている。

- (L3) 興農部開拓総局『第二回日満開拓主任官連絡会議ニ於ケル開拓総局関係資料』,1943年8月,7~8頁。
- (14) 「康徳十年度開拓政策実行方策」(前掲『第一回開拓全体会議議事録』, 28頁)。
- (15) 前掲『第二回日満開拓主任官連絡会議ニ於ケル開拓総局関係資料』, 32頁および47~48頁。

Ⅲ. 惰性の送出―― むすびにかえて ――

1944年に至り、日本から送出すべき満州移民の主軸は完全に義勇軍になった。1944年度の「国民動員計画」は、「農業ヨリノ供出ハ満州開拓青少年義勇軍ノ外ハ已ムヲ得ザル限度ニ止ム」⁽¹⁾ としたのである。

だが、6月のマリアナ諸島の失陥により日本本土が連合国軍の爆撃圏内に入って以降、その義勇軍を渡満させる海上輸送能力は減退の一途をたどる。この年の後半は義勇軍の送出は休止され⁽²⁾、送出数は応募者数の7割を下回った⁽³⁾。

送出された義勇軍を待ち受けていたのは各種軍役への労力提供であった。義勇隊訓練所に在った義勇軍は、同年12月から「戦時勤労挺身隊」として組織的に重要軍需工場や軍の造兵廠、あるいは重要工事等に派遣され、作業に従事させられた⁽⁴⁾。また、その内、翌年第5次義勇隊開拓団として入植する予定の第3年次中隊は、11月から1年間の予定で、軍補給廠の警備要員として派遣された。判明している派遣人員は43中隊・3,816名で、1中隊平均88名であった⁽⁵⁾。

この第3年次中隊は、1945年6月1日、構成員を少なからず欠いたまま開拓団に移行した。だが、それは新規入植ではなく、応召者が続出していた第1次~第3次の義勇隊開拓団への補充入植であった。第5次義勇隊開拓団49団のうち、26団が第1次に、16団が第2次に、そして4団が第3次の義勇隊開拓団に補充入植した⁶⁶。

入植と同時に彼らは、来攻が必至であるソ連軍と対峙することになった。関東軍は、大本営が5月30日に示達した「朝鮮方面対ソ作戦計画要領」に基づき、吉林省の新京と関東州の大連を結ぶ連京線以東、新京と間島省の図們を結ぶ京図線以南の地域を確保して持久体制を形成すべく、急速に国境周辺の軍を南下させていた。惨苦の到来は決定的であった。

1945年7月2日,次官会議は、大東亜省提出の「現戦局下ニ於ケル満州開拓政策緊急措置要綱」を決定した⁽⁷⁾。

「現戦局下ニ於ケル満州開拓政策緊急措置要綱」が、「緊迫セル戦局ノ現段階ニ於ケル国内及満州現地ニ於ケル諸般ノ情勢ニ照応シ戦争遂行上ノ諸要請ニ即応セシムルタメ」(「一、方針」) の措置としてその「二、要領」の第1項に掲げたのは、以下のように、移民の送出を「原則トシテ」中止することであった。

内地ニ於ケル緊急要員充足ノ要請並ニ内地大陸間航路遮断乃至至難ノ情勢ニ鑑ミ満州 開拓民(青少年義勇軍等ヲ含ム以下同ジ)ノ送出ハ原則トシテ一時之ヲ中止ス 但シ満州開拓事業ノ恒久的性質ニ鑑ミ将来輸送再開後ニ於ケル開拓民ノ送出ニ備フル為 必要ナル基礎工作ヲ為スモノトス

この決定のほぼひと月前,6月8日に最後の義勇軍が渡満していた⁽⁸⁾。これはほとんど 惰性によっていたという他なかった。

しかし、義勇軍の編成は中止されたわけではなかった。「二、要領」(第3項) にはこうある。

- (イ) 青少年義勇軍ノ制度ハ之ヲ停止セズ其ノ編成ハ之ヲ継続スルモノトス
- (ロ) 義勇軍ハ渡満ヲ適当トスル時期迄内地ニ於テ訓練スルモノトス 但シ訓練ニ当リテハ必要ニ応ジ其ノ優秀ナル組織能率ト伝統的精神ヲ以テ国内緊急要務ノ実施ニ対シ積極的ニ貢献セシムルノ趣旨ニ依リ主トシテ国内食糧増産ニ挺身セシムルノ特別措置ヲ講ズルモノトス
- (*) 既渡満義勇隊ニ付テハ事情ノ許ス限リ現戦局ノ要請ニ応ジ工場其ノ他ニ勤労挺身 セシメ以テ戦力増強ニ寄与セシムルモノトス

「現戦局下ニ於ケル満州開拓政策緊急措置要綱」の決定後,各府県では1946年度計画人員の募集が開始される⁽⁹⁾。

だが、ここに言う「渡満ヲ適当トスル時期」は、1945年8月15日を境として訪れるはずのないものとなった。義勇軍を送出すべき満州国は、日本の敗戦とともに一挙に瓦解したのであった。それは、「既渡満義勇隊」にとっては苛烈なる〈戦後〉の始まりであった。

〔注〕(Ⅲ)

- (1) 1944年8月16日閣議決定「昭和十九年度国民動員計画策定ニ関スル件」(石川準吉編『国家総動員史 資料編第二』,国家総動員史刊行会,1975年,992頁)。前年度においては,「農業ヨリノ供出ハ満州開拓民及満州開拓青少年義勇軍ノ外ハ労務需要ノ性質等ニ照応シ已ムヲ得ザル限度ニ止メ農業生産統制令第八条ノ統制ヲ受クル農業者以外ノ者ニ限ル」(1943年5月3日閣議決定「昭和十八年度国民動員実施計画策定ニ関スル件」)と定めていた(同書,238頁)。
- (2) 1944年6月18日付各支庁長・市町村長・国民勤労動員署長・国民学校長宛内政部長通牒「満蒙開拓青少年義勇軍ノ応募資格変更等ニ関スル件」(『北海道庁公報』第3418号)。同通牒の趣旨は、徴兵適齢を1年引き下げる「徴兵適齢臨時特例」の公布(1943年12月24日)に応じて、大東亜省が義勇軍の応募適齢の上限を19歳から18歳に変更したことを伝えることにあった。それには次のように申し添えられていた。すなわち、「追テ本年ハ都合ニ依リ義勇軍ノ募集送出ヲ休止致スコトト相成候条志願者ニ対シ其ノ旨示達相成度特ニ申添候」と。
- (3) 義勇軍の募集・送出状況の全般的な特徴については、前掲拙稿「『満蒙開拓青少年義勇軍』の 変容 (1938~1941年) —— 『郷土部隊編成』導入の意義 ——」を参照されたい。
- (4) 前掲『満州開拓史』, 459~464頁。
- (5) 同上書, 456~458頁。

- (6) 同上書(325~337頁)所収の「満蒙開拓青少年義勇軍全中隊隊歷表(昭和五十五年四月一日現在 全国拓友協議会調べ)」により、各団の固有名称の異同から計出した。なお、『満州評論』(第27巻第5号、1944年8月5日)は、移民政策の動向に関する記事の中で、1945年度の移民政策の方向性のひとつとして「義勇隊開拓団欠員の補充」を挙げ、次のように伝えていた。すなわち、「義勇隊開拓団はその年齢構成より見て徴兵適齢者が多く一時に多数の入営者を見るため、団によってはその残留者が数名に止まって、後の家畜、家屋等の管理に相当の困難を生じてゐる。これが補充対策としては原則として第五次以降の義勇隊開拓団を以て補充する方針で、軍隊よりの帰還者に対しては可及的好条件な土地を保証するつもりだ。従って今後義勇隊の移行に際しては原則として新規団を作らず専ら既入植団への補充入植のみとならう。」と(28頁)。
- (7) 『昭和二十年 公文雑纂 内閣次官会議関係(一) 巻七ノー』所収。
- (8) たとえば長野県では、2個中隊・600名を目処として募集に着手している(1945年7月19日付地方事務所長・国民勤労動員署長・市町村長・郡市教育分会長・国民学校長・青年学校長宛内政部長通牒「昭和二十一年度満蒙開拓青少年義勇軍郷土部隊編成ニ関スル件」『長野県報』第1894号)。